

安全機器等導入助成チェックシート

【添付書類】

＊『安全機器等導入促進助成金申請書』に下記添付書類をチェックシートの順に並べて提出

＊全て A 4 用紙で提出

	添付書類	チェック欄 (レ点)
①	安全機器等導入助成チェックシート	
②	安全機器等装着兼販売証明書（指定様式、写し不可）	
③	装着した車両の自動車検査証（電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」）の写し（台数分・有効期限内のもの）	
④	国の補助金交付を受けていない旨の誓約書(指定様式、写し不可) 【全ト協助成を申請する場合必要】	
⑤	買取の場合 機器名称、型式、本体価格・取付費用の単価等が記載された請求書及び領収書の写し	
	リース契約の場合 1. 機器名称、型式、本体価格・取付費用の単価等が記載された見積書の写し 2. 装着車両No・リース開始日等が記載されたリース契約書（物件借受証・物件受領書等のリース契約書に付随する書類を含む）の写し	
	割賦購入契約の場合 1. 機器名称、型式、本体価格・取付費用の単価等が記載された見積書の写し 2. 装着車両No・支払開始日等が記載された割賦購入契約書（物件借受証・物件受領書等の割賦購入契約書に付随する書類を含む）の写し	
⑥	【側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)・側方衝突監視警報装置の助成申請の場合のみ必要】 請求書又は領収書等にて、当該機器を左側方に導入したことが確認出来ない場合、左側方に当該機器を装着したことが判別できる写真を添付すること	
⑦	【IT 点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成申請の場合のみ必要】 Gマーク事業所認定証の写し	
⑧	【トルク・レンチの助成申請の場合のみ必要】 1. 「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認が出来るカタログ等、 もしくは、請求書又は領収証にて締め付け能力を有する旨を付記すること 2. 車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する営業所を確認するための自動車検査証（電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」）の写し	
⑨	返信用封筒（切手貼付）＊郵送にて提出の場合	

※必ず書類を 2 部作成し、提出して下さい。1 部控(コピー可)としてお返し致します。

なお、助成金支払後の助成金申請書類のコピーの請求につきましては対応致しませんのでご注意ください。

(注意事項)

- 安全機器等装着兼販売証明書に下記の記載及び添付してください。
 - 取付費用が発生しない場合は、本体価格のみ記載してください。
 - IT 点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入については、取付費用の記載の必要はありませんが、事業用貨物自動車 1 台につき携帯型アルコール検知器 1 台が上限となりますので、機器を使用する車両ナンバーの記載及び自動車検査証記録事項の写しの添付が必要となります。
 - トルク・レンチの導入については、取付費用の記載は必要ないが、車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する営業所につきトルク・レンチ 1 台が上限となるので、機器を使用する営業所に配置されている車両ナンバー（1 台分）の記載および自動車検査証記録事項の写しの添付が必要。
 - 各機器種類ごとに 1 台ずつ記入してください。
- 見積書・請求書について、機器の単価等が不明確なもの、また、請求・領収金額が不明確なものについては受理できません。
- 添付書類等、不備のある申請書の受付はできません。